七　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一　電気通信業務障害防止区域 | 一　［同上］ |
| 区分 | 区分 |
| 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） | 当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。） |
| 当該伝搬障害防止区域の範囲 | 当該伝搬障害防止区域の範囲 |
| 当該区域に係る地域の名称 | 当該区域に係る地域の名称 |
| 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。 | 電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）で示す。 |
| 上の欄に掲げる交点（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） | 上の欄に掲げる交点（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。） |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |
| ［一～四　略］ | ［一～四　同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 三　削除 | 三　人命・財産の保護用 |
| 四　人命・財産の保護用 | 四　同右 |
| ［五～二四　略］ | ［五～二四　同上］ |

備考　表中の「　」の記載は注記である。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 三 | 三 |
| 人命・財産の保護用 | 人命・財産の保護用 |
| ㈠ 北海道函館市五稜郭町一五―五（六三・二） | ㈠ 北海道函館市五稜郭町一五―五（六三・二） |
| ㈡ 北海道亀田郡戸井町字汐首町六五四―一（三一六・四） | ㈡ 北海道亀田郡戸井町字汐首町六五四―一（三一六・四） |
| ○ | ○ |
| 四・四 | 四・四 |
| 五○ | 五○ |
| 北海道　函館市　五稜郭町、柳町、松陰町、柏木町、川原町、深堀町、湯川町、戸倉町 | 北海道　函館市　五稜郭町、柳町、松陰町、柏木町、川原町、深堀町、湯川町、戸倉町 |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ［五～二四　同上］ | ［五～二四　同上］ |